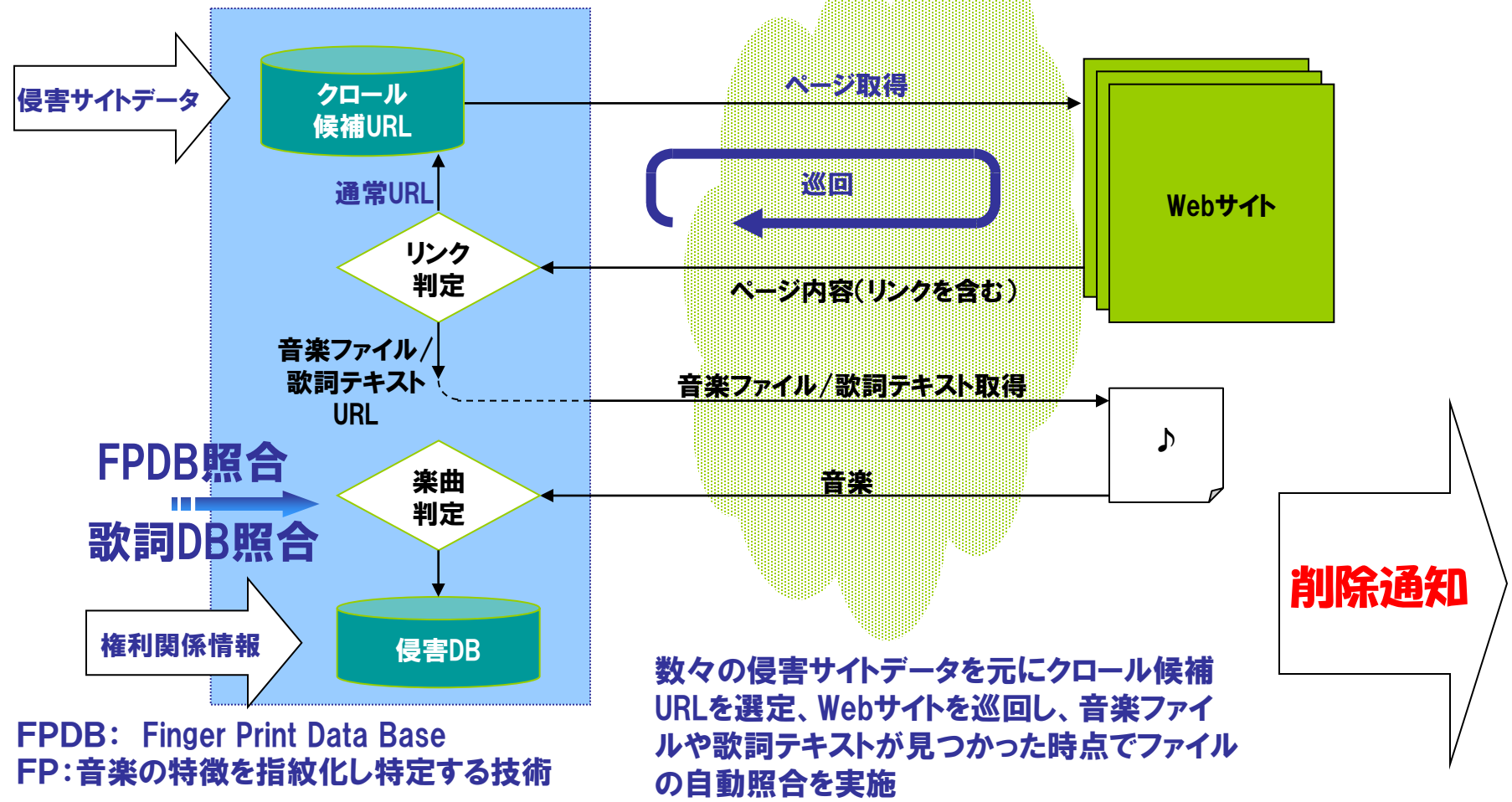


プロバイダ責任制限法の検証

2010年11月30日

一般社団法人 日本音楽著作権協会

プロバイダ責任制限法 検証 侵害サイトの発見から 削除通知まで



FPDB: Finger Print Data Base
FP: 音楽の特徴を指紋化し特定する技術

プロバイダ責任制限法 検証

JASRACが実施してきた「侵害情報の防止措置」の概要

JASRACは主に「侵害情報の送信防止措置」を実施

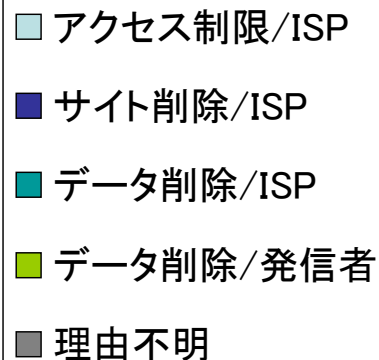
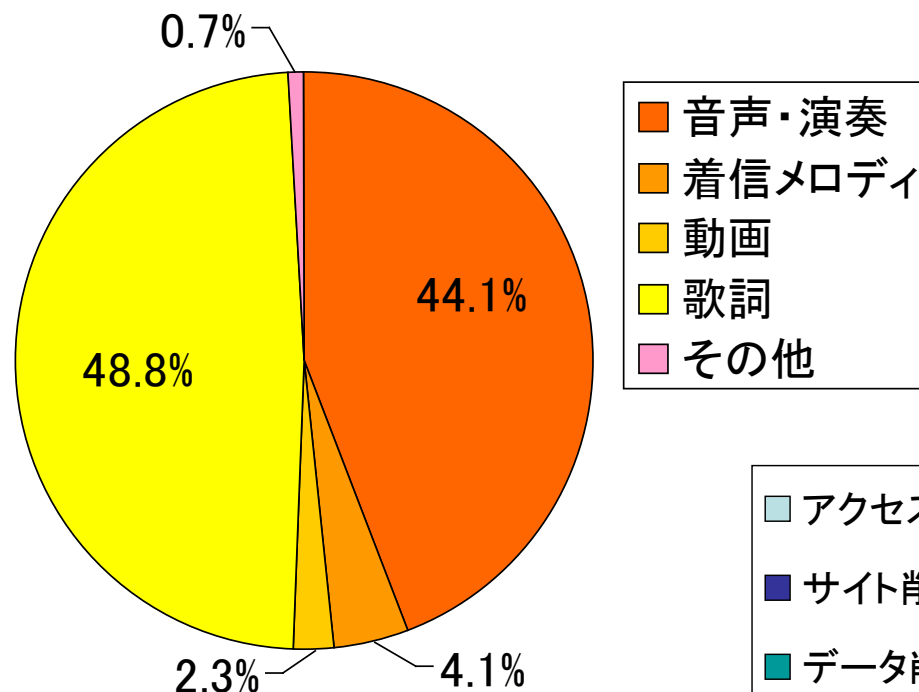
2002年10月～2010年10月末まで

◆ 通知プロバイダ数	453
◆ 侵害停止サイト数	6,982
◆ 通知ファイル件数	489,938件
◆ 削除ファイル件数	459,319件

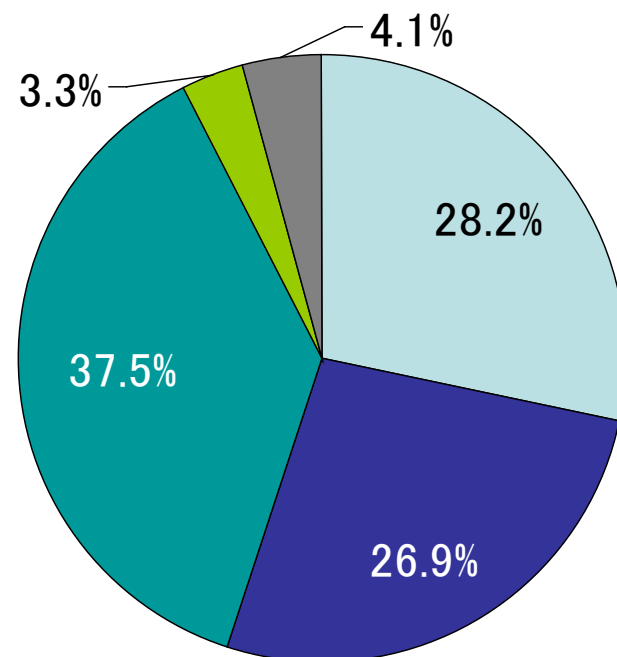
※ 上記件数にはP2Pソフト関係は含んでいない。

プロバイダ責任制限法 検証

削除を求めたファイルの内訳



侵害停止サイトの措置の内訳



プロバイダ責任制限法 検証

ガイドラインの問題点 権利者にとって負担が大きい

- 全ての侵害情報をファイル単位でひとつひとつ特定するためにFinger Print技術などを活用して効率化を推進するが、、、
- 次々に発生する侵害情報への対処に、膨大な手間と費用が必要

プロバイダ責任制限法 検証

発信者情報開示請求

**現状 被侵害者が発信者に対し訴訟を起こす為には、ISPに対し
発信者情報開示請求訴訟が必要。**

**「重過失要件」がISPのリスクを 開示＞非開示 とし、事実上
非開示とならざるを得ない。**

結果としてISPも訴訟のリスクとコストを負担させられている。

プロバイダ責任制限法 検証

- 権利者 削除要請→プロバイダが侵害情報を削除
- 発信者 別プロバイダで侵害サイトを簡単に立ち上げ可能
- 権利者 削除要請手順の繰り返し→プロバイダも同様

- 発信者が特定できないことで“逃げ得”を許してしまう
- 侵害停止だけでは根本的解決にならない
- 発信者に損害賠償請求を行うことで初めて抑止効果が生じ
新たな侵害発生を防ぐことにつながっていく

- 侵害防止と発信者情報開示のバランスが重要